



# 山形県公報

令和8年8月4日（火）  
第726号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）…791
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…792
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（同）…793
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（同）…同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米戦略推進課）…794
- 河川予定地の指定の廃止……………（河川課）…同
- 二級建築士の免許の取消し……………（建築住宅課）…同

### 公 告

- 令和8年度採石業務管理者試験の実施……………（産業創造振興課）…同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業振興・経営支援課）…795
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…796

## 告 示

### 山形県告示第587号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和8年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称           | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地               | 指 定 年 月 日  |
|-----------------------------|-----------------------------------|------------|
| 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン オ レ ン ジ | 東置賜郡川西町大字西大塚1379番地3 Y&M<br>西大塚102 | 令和 8. 4. 1 |
| 大 沼 歯 科 医 院                 | 西村山郡西川町大字海味653                    | 同 5. 1     |
| す ず ら ん 調 剤 薬 局             | 鶴岡市城北町26番11号                      | 同          |
| さ くら 薬 局 寒 河 江 元 町 店        | 寒河江市元町一丁目2番8号                     | 同          |
| 中 村 内 科 胃 腸 科 医 院           | 鶴岡市新海町14番23号                      | 同 6. 1     |
| コ ス モ 調 剤 薬 局 新 海 町 店       | 鶴岡市新海町14番24号                      | 同          |

|                 |                                 |   |
|-----------------|---------------------------------|---|
| 訪問看護ステーションあやめ天童 | 天童市長岡北三丁目2番37号 コーポ長岡A棟<br>202号室 | 同 |
| 訪問看護ステーションにこ    | 東田川郡三川町大字青山字外川原234番地1           | 同 |

#### 山形県告示第588号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称     | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地   | 廃止年月日       |
|-----------------------|-----------------------|-------------|
| ヨ シ コ 歯 科             | 酒田市山居町一丁目3番地の31       | 令和 8. 2. 28 |
| し ん ま ち 小 室 医 院       | 村山市楯岡新町三丁目2番2号        | 同 3. 31     |
| 菅 原 医 院               | 東田川郡庄内町余目字町265        | 同           |
| 訪問看護ステーションまいづる        | 天童市南小畑二丁目2番21号        | 同           |
| 医 療 法 人 西 尾 医 院       | 酒田市亀ヶ崎二丁目4番12号        | 同 4. 20     |
| 亀 城 薬 局               | 酒田市亀ヶ崎二丁目4番35号        | 同 4. 28     |
| エ ー ル 薬 局 鶴 岡 城 北 店   | 鶴岡市城北町26番11号          | 同 4. 30     |
| さ く ら 薬 局 寒 河 江 元 町 店 | 寒河江市元町一丁目2番8号         | 同           |
| 大 沼 歯 科 医 院           | 西村山郡西川町大字海味字太郎653     | 同           |
| 中 村 内 科 胃 腸 科 医 院     | 鶴岡市新海町14番20号          | 同 5. 31     |
| 訪問看護ステーションにこ          | 東田川郡三川町大字青山字外川原234番地1 | 同           |

#### 山形県告示第589号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和8年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称  | 施設又は実施する事業の種類                    | 指定介護機関の所在地        | 指定年月日      |
|------------|----------------------------------|-------------------|------------|
| もも太郎さん（高畠） | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 東置賜郡高畠町大字深沼191番地3 | 令和 8. 4. 1 |

## 山形県告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地            | 指定年月日        |
|------------------|--------------------------|-----------------------|--------------|
| 萬年歯科医院           | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 酒田市相生町一丁目5番地14        | 令和 7. 11. 15 |
| やまなみ薬局門東町店       | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 米沢市門東町一丁目4番17号        | 令和 8. 1. 4   |
| 指定訪問ヘルプサービスふじの花荘 | 訪 問 介 護                  | 鶴岡市藤の花一丁目18番1号        | 同 3. 31      |
| 訪問看護ステーション「かがやき」 | 訪 問 看 護                  | 酒田市中町三丁目3番18号         | 同            |
| 株式会社福祉のひろば       | 居 宅 介 護 支 援              | 酒田市穂積上市神139番地の5       | 同            |
| デイサービスセンター満天の家   | 通 所 介 護                  | 西置賜郡小国町幸町6番1号         | 同 4. 30      |
| 訪問看護ステーションにこ     | 訪 問 看 護<br>介護予防訪問看護      | 東田川郡三川町大字青山字外川原234番地1 | 同 5. 31      |

## 山形県告示第591号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和8年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 施 術 所 の 名 称 | 施 術 所 の 所 在 地   | 指定年月日      |
|-----------|-------------|-----------------|------------|
| 佐 藤 寧 音   | 訪問マッサージ そより | 鶴岡市小淀川字色田69番地26 | 令和 8. 7. 1 |

**山形県告示第592号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形おきたま農業協同組合

代表理事組合長 本間 仁一

東置賜郡川西町上小松978番地 1

- 2 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地                       |                                                    | 変更年月日     |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------|
| 変 更 前                                              | 変 更 後                                              |           |
| 山形おきたま農業協同組合<br>代表理事組合長 若林 英毅<br>東置賜郡川西町上小松978番地 1 | 山形おきたま農業協同組合<br>代表理事組合長 本間 仁一<br>東置賜郡川西町上小松978番地 1 | 令和8年6月30日 |

**山形県告示第593号**

河川法（昭和39年法律第167号）第56条第1項の規定による河川予定地の指定を次のとおり廃止する。

なお、当該廃止に係る関係図面は、県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和8年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 水 系 名 | 河 川 名 | 指 定 区 域                                | 廃止年月日     |
|-------|-------|----------------------------------------|-----------|
| 最 上 川 | 最 上 川 | 別紙図面に赤色で着色した部分に該当する土地の区域<br>（別紙図面は、省略） | 令和8年7月27日 |

**山形県告示第594号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和8年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日

令和8年7月27日

- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号

工藤 和志 第8497号

- 3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

## 公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、令和8年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和8年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所

(1) 日時 令和8年10月9日（金）午前10時から正午まで

(2) 場所 山形県工業技術センター 講堂

山形市松栄二丁目2番1号

## 2 受験手続

受験願書を令和8年8月19日（水）から同年9月1日（火）までの間に山形市松波二丁目8番1号産業労働部産業創造振興課に提出すること（郵送による提出の場合は、同年9月1日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

## 3 その他

詳細については、産業労働部産業創造振興課鉦山鉦害防止・計量担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和8年12月4日まで縦覧に供する。

令和8年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン嶋 第1ブロック

山形市嶋北四丁目2番18号 外

## 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

## 3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

## 4 届出年月日

令和8年7月15日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年12月4日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び山形市役所において令和8年12月4日まで縦覧に供する。

令和8年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ山形北

山形市嶋北二丁目5番13号

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり  
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり  
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
- 3 変更年月日  
縦覧に供する届出書のとおり
- 4 届出年月日  
令和8年7月15日
- 5 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年12月4日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び米沢市役所において令和8年12月4日まで縦覧に供する。

令和8年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン米沢春日  
米沢市春日五丁目586番地3 外
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）縦覧に供する届出書のとおり  
（変更後）縦覧に供する届出書のとおり
- 3 変更年月日  
縦覧に供する届出書のとおり
- 4 届出年月日  
令和8年7月15日
- 5 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年12月4日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見